

価格安定課 NEWS

家畜個体識別データベースの活用開始について

○ 肉用子牛補給金制度における活用について

家畜個体識別システム全国データベース情報の提供が平成14年10月から開始され、牛の生産段階、流通段階の個体情報がインターネットにより生産者、消費者等に広く提供されているところであります。

このような中、牛の個体毎の生年月日は家畜個体識別データを利用することにより、容易に把握することが可能となっていることから、本補給金制度においても家畜個体識別データに基づいた生年月日の情報を活用することとし、この度「肉用子牛生年月日の判定基準」の一部を次のとおり改正しました。

○ 改正の概要

【従来の生年月日の判定基準に次の①及び②を追加】

改正事項	証拠書類
○ 外部導入の子牛 【新規】 ① 導入した子牛に出生報告カード(写し)が添付されてきた場合 ↓ * 出生報告カード記載の生年月日を採用する。	出生報告カードの(写し)を個体登録申込書に添付
② 家畜個体識別データ情報の照会(インターネット)により生年月日が明確な場合 ↓ * 照会により知り得た生年月日を採用する。	照会結果を示す書類を個体登録申込書に添付

○ 適用の時期

平成15年1月1日以降の個体登録の申込より。

☆ 酪農家の方へお願い

スモール子牛を販売するときは、「出生報告カード」(写)を添付するようにしてください。



肉用牛肥育経営安定対策事業の積立金引下げに関する情報

○ 積立金に関する経過

平成13年4月の事業発足時においては、品種毎に過去の肉用牛経営の実態を基に契約期間3年間の保険設計し、1頭当たり積立金額を決定したところでありますが、平成13年9月のBSEの発生を受け、急きょ満額補てんに対応できるよう平成13年10月より引上げを行いました。

(円/頭)

品種区分	発足時の積立単価	引上げ後の積立単価	備考
肉専用種	11,000	18,150	
交雑種	5,000	8,525	
乳用種	4,000	7,075	

○ 補てんの現状

BSE発生以後の平成13年第3四半期から平成14年7月までの間は、全品種とも補てん最高限度額の発動が続き、8月以降は品種により差が生じて来ておりますが、総じて肥育牛の収益性は改善の方向に向かっており、補てん金単価は少額になりつつあります。

(円/頭)

四半期別(14年度から月別)	肉専用種	交雑種	乳用種
13年度第3	*72,600	*34,100	*28,300
第4	*72,600	*34,100	*28,300
14年4月	*72,600	*34,100	*28,300
5月	*72,600	*34,100	*28,300
6月	*72,600	*34,100	*28,300
7月	*72,600	*34,100	*28,300
8月	51,600	*34,100	*28,300
9月	*72,600	0	*28,300
10月	58,800	0	*28,300

*印は、補てん最高限度額である。

○ 引下げに向けての検討

現在、農林水産省、農畜産業振興事業団並びに中央畜産会において、引下げの時期と引下げ額の考え方を検討中であります。

なお、現在までの情報では、時期については来年4月から、積立額については当初の単価に戻す考え方が有力のようです。